

道内主要市(人口15万以上)・近隣市 12市における福祉的除雪サービス

人口 (R5.1.1)	市名	事業名	事業内容	条件 (年齢・居住状況・健康状況・所得状況等)	自己負担の有無	年齢	介護度	かつ または
1 1,959,512	札幌市	福祉除雪事業	高齢の方や障がいのある方が、通院や買い物などの外出時に支障となる。道路に面した出入口部分と玄関先までの通路部分(敷地内)の雪を地域の協力が除雪する事業。 ※実施主体は社会福祉協議会であるため、市は補助金交付等の支援を行っている。	道路に面する一戸建ての住宅に居住し、かつ、概ね500m以内に除雪を援助できる子又は子の配偶者が居住していない世帯で、次のいずれかに該当するものうち、自力で除雪が困難と認められる世帯とする。 ただし、二世帯住宅等道路に面した出入口部分を共有している場合は、それを一つの世帯とみなす。 (1)事業実施年度末において、70歳以上のものだけで構成されている世帯 (2)重度(1級及び2級)の身体障がい者のみで構成されている世帯 (3)70歳以上の者と重度の身体障がい者のみで構成されている世帯	・市民税課税世帯 10,000円 ・市民税非課税世帯 5,000円 ・生活保護世帯 0円	70	なし	
2 324,185	旭川市	①住宅前道路除雪事業 ②高齢者等屋根雪下ろし事業	①住宅前道路除雪事業 除雪作業後の残雪を住宅の敷地入り口部分に残さないように配慮した除雪を行う。 ②高齢者等屋根雪下ろし事業 対象世帯に対し、雪下ろし作業を依頼した際に使用できる助成券15,000円分を交付する。	①住宅前道路除雪事業 高齢者(80歳以上又は70~79歳で要支援1以上)のみの世帯、高齢者と病弱者で構成される世帯、高齢者と重度身体障害者(身体障害者手帳1・2級)で構成される世帯、高齢者と義務教育終了前の子供で構成される世帯 ※対象外:アパート・間借りに住居する世帯、親族と同一敷地内に居住する世帯、実施時に入院等で不在の世帯、市道以外の道路に面している場合 ②高齢者等屋根雪下ろし事業 高齢者世帯、母子・寡婦世帯、身体障害者(身体障害者手帳1~4級)世帯 ※対象外:市内に70歳未満の子供が居住する世帯、当該年度の市・道民税が課税されている者の属する世帯、実施時に入院等で不在の世帯	無	70	要支援1	かつ (ただし80以上は年齢のみ)
3 244,497	函館市	高齢者等在宅生活支援事業 (除雪サービス)	生活路の確保のため、居宅の玄関前から公道出入口まで等の敷地内の除排雪や軒先の雪下ろしを行う。 ①除雪:生活路(道路に面した出入口から玄関先までの通路部分)を人が通れる幅で除雪。 ②排雪:除雪または雪下ろしした雪をトラックで市の排雪場所へ運ぶ。 ③雪下ろし:生活通路に雪が落ちる場合、屋根の雪を下ろす。	生活路等の確保のための除排雪を行うことが困難な者で、次のいずれかに該当するもの・ひとり暮らしの高齢者(おむね65歳以上の者をいう。)または身体障がい者・高齢者のみの世帯または身体障がい者のみの世帯(これらに準ずる世帯を含む。)に属する高齢者または身体障がい者	無	65	なし	
4 168,309	苫小牧市	雪かきボランティア事業	高齢等の理由により、自ら除雪を行うことが困難で、他の支援も見込めない世帯等を対象に、ボランティアの協力を得て玄関先の除雪の支援を行う。	世帯全員が自ら除雪を行うことができず、家族等の支援も受けられないこと、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯 ①75歳以上の高齢者で、疾病等により除雪が困難である方 ②要介護(支援)認定を受けている方 ③重度の身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方 ④その他市長が特に必要と認められた方	無	75	要支援1	または
5 164,039	帯広市	高齢者等在宅生活支援サービス事業	高齢者等在宅生活支援サービス事業 ①除雪 ②水割り (③草取り④草刈り) ※除雪以外のサービスを含め事業を実施している。	身内等援助を受けられなく、身体的に作業が困難で、生活保護受給世帯等の低所得(生活保護基準の1.2倍以下)の者で①65歳以上のひとり暮らし高齢者で生活上日常生活に注意を要する者。(生活保護受給者)②65歳以上の高齢者夫婦世帯で、寝たきり高齢者等(要介護3以上)を病弱な配偶者等が介護している世帯。(わたりき登録要)	無	65	なし	※複数人世帯の場合は要介護3
6 160,520	釧路市	単身高齢者等除雪等事業	○除雪 降雪量が概ね15cm以上のときに、玄関先から生活道路までの間を人が通れる幅で除雪する。	次のいずれかに該当し、身体が虚弱なため自力で除雪等を行うことが困難な市民税非課税世帯の者 ①高齢者のみの世帯 ②身体障害1級もしくは2級の交付を受けている者(聴覚障害を除く)のみの世帯。 ③上記①②に該当する者のみで構成される世帯。	1回あたり130円	65	なし	
7 119,169	江別市	①福祉除雪サービス事業 ②低層市営住宅除雪サービス事業	①福祉除雪サービス事業 11月1日から3月31日の期間で公道除雪が入った後に残される玄関前の置き雪を置きかえし、雪の置き換えが困難になった場合のみ運びだしをする。申請者の課税状況に応じて、利用料金の一部を助成する。 ②低層市営住宅除雪サービス事業 11月1日から3月31日の期間で公道除雪が入った日に、住宅の玄関から一番近い道路までを歩行に支障のないよう約80cm幅で除雪する。	①福祉除雪サービス事業 下記の(1)から(3)のすべてに該当する方 (1)生計中心者の前年分所得税もしくは当該年度住民税が非課税 (2)一戸建て住宅に住んでおり、公道除雪後の雪の置き換え場所がある (3)下記の1から8のいずれかに該当する世帯 1 満年齢が70歳以上の高齢者のみの世帯 2 要介護認定者(要介護1~5)のみの世帯 3 重度身体障がい者(3級以上)のみの世帯 4 精神障がい者(2級以上)の世帯 5 知的障がい者(療育手帳A判定)のみの世帯 6 18歳以下のみの世帯 7 上記1から6で構成された世帯 8 市長が特に必要と認められた世帯 ※上記要件に該当する方でも、農村地域や国道沿いに居住している方、施設入所等により長期間不在にしている場合、対象とならない世帯と除雪希望箇所を共同で使用している場合は対象外 ②低層市営住宅除雪サービス事業 下記の(1)から(2)のすべてに該当する方 (1)低層の市営住宅に居住している世帯 (2)下記の1~7のいずれかに該当する世帯 1 満年齢が70歳以上のみの世帯 2 介護認定者(要介護1~5)のみの世帯 3 重度身体障がい者(3級以上)のみの世帯 4 精神障がい者(2級以上)のみの世帯 5 知的障がい者(療育手帳A判定)のみの世帯 6 前各号に掲げる者のみで構成される世帯 7 その他市長が特に必要と認められた世帯 ※上記要件に該当する方でも、入院、施設入所等により長期間自宅を留守にする世帯は対象外	①福祉除雪サービス事業 住民税非課税:16,720円 住民税均等割課税:22,880円 住民税均等割り・所得割課税:29,040円 ②低層市営住宅除雪サービス事業 無	70	要介護1	または
8 108,553	小樽市	福祉除雪関係事業	①福祉除雪サービス事業 降雪期、年3回まで自宅前から公道までの通路確保(1m幅)を行う。 ②屋根雪下ろし助成 降雪期、屋根の雪下ろしに要した費用を年1万円を上限に助成する。 ③置き雪除雪 市道の除雪路線に面した世帯に対し、除雪後の置き雪を人力により除雪する。(玄関前の置き雪1m幅) 実施主体 ①②社会福祉協議会(事業に対して市から補助金を支出)③市	①②③共通 当該年度の市道民税所得割が課税されていない世帯で、下記条件に該当し、かつ、自力での除排雪が困難な世帯を対象とする。ただし、除排雪を援助してくれる親族、知人が近くにいないこと及び敷地内にロードヒーティング等の融雪装置を設置していないことを原則とする。 (1)高齢者のみで構成された世帯 (2)高齢者と児童のみで構成された世帯 (3)ひとり親世帯 (4)身体障害者(1~4級)のみで構成された世帯 (5)高齢者と身体障害者のみで構成された世帯 (6)身体障害者と児童のみで構成された世帯 (7)その他社会福祉協議会会長が必要と認められた世帯	①無 ②有※ ③無 ②については、1万円を超える部分を自己負担	65	なし	
9 76,760	岩見沢市	①町会等除雪ボランティア支援事業 ②高齢者世帯等冬のくらし支援事業(雪下ろし・間口・定期排雪助成)	①町会等除雪ボランティア支援 降雪シーズンを通じ、自宅入り口から公道までの連絡確保を行なう町会等に対し報償金を支払う。 ②雪下ろし助成 雪下ろしに要した費用の2分の1を助成(1回あたり2万円を上限に、1シーズン2回まで) ③間口除雪助成 間口除雪に要した費用の3分の1を助成(1シーズン2万円を上限) ④定期排雪助成 定期排雪に要した費用の3分の1を助成(1シーズン1万5千円を上限)	①町会等除雪ボランティア支援 独居高齢者世帯、寝たきり高齢者世帯、認知症高齢者世帯、身体障がい者世帯、その他必要と認められる世帯 ※近隣に除排雪を援助してくれる身内等がないことを原則とする ②③④雪下ろし助成、間口除雪助成、定期排雪助成 市内に住居を有し、一戸建て住宅に居住する市民税が非課税または均等割のみ課税されている次のいずれかに該当する世帯(生活保護世帯は除く) ・70歳以上の高齢者のみで構成されている ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方がいる	①無 ②③④助成以外の作業に要した費用	65	なし	
10 70,182	恵庭市	除雪サービス事業(社協実施)	恵庭市による道路除雪が行われた場合(目安として10cm程度の積雪)で、当日中に行います。玄関から公道まで概ね1m幅の通路の確保を行います。 ※自家用車を車庫に保管して、本人が使用している場合に限り、車庫前から公道まで概ね2.5m幅の除雪を行います。	①市内に居住していること ※自宅以外(介護保険施設等)への居住は、原則対象となりません。 ②世帯員全員が「65歳以上」であること又は「身体上の理由により自力除雪ができない」こと ※自力除雪の可否は、本人の疾病(通院・投薬)や既往歴、現在の身体状況を把握し判断します。65歳未満の方は、障がい者手帳や介護認定の内容を、自力除雪可否の判断基準とします。 ※85歳以上の方は、自力除雪が困難と判断します。 ※世帯に就労者がいる場合は、原則対象となりません。 ※除雪機・融雪槽・ロードヒーティングが使用できる場合は、原則対象となりません。 ③他に除雪を依頼できないこと ※支援を依頼できる肉親(子・きょうだい等)や友人が、同一町内にいる・500m以内に居住している場合は、原則対象となりません。	①市民税課税世帯のみシーズン3,000円※令和5年度制度見直し中 ②無	65	なし	
11 57,956	石狩市	①高齢者世帯等福祉除雪サービス ②ふれあい雪かき運動交付金	①高齢者世帯等に対し、朝まで10cm以上の積雪があった場合、午前中に1回、玄関から公道までの概ね1m幅の除雪をし生活路の確保と窓際除雪(期間中2回まで)を行なう。(業者委託)※令和5年度制度見直し中 ②高齢者世帯等の除雪を行う町内会等に対し、交付金を交付する。また、事業の維持を図るため、除雪機を実施団体に貸し出す。	①自力で除雪が困難な次の者のみで構成される世帯(70歳以上の者、身障者1・2級、義務教育課程終了前の者、その他必要と認められる世帯等)※近隣に除排雪を援助してくれる身内等がないことを原則とする※令和5年度制度見直し中→70歳以上かつ要支援1以上に変更 ②概ね除雪サービス対象者に準じる。	①市民税課税世帯のみシーズン3,000円※令和5年度制度見直し中 ②無	70	要支援1	かつ
12 57,347	北広島市	除雪サービス事業	除雪作業が困難な高齢者及び身体障がい者の世帯で、市内に除雪を支援する親族がいない低所得の世帯に対し、市の道路除雪出動時にボランティア等の協力が玄関から公道までの通路部分の除雪または道路除雪後の置き雪の置き換えを行います。	市内に居住し、次のいずれかに該当する世帯であって、市内に居住する三親等以内の親族から除雪作業の支援を受けることができない市民税の所得割が非課税である世帯に属する者。 ①高齢者世帯で身体的事情により除雪作業をすることが困難である世帯 ②身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者により構成する世帯で除雪作業をすることが困難である世帯 ③①、②に掲げる世帯以外の世帯で、心身に障がいがある者であって除雪作業をすることが困難である旨の医師の診断書があるものにより構成する世帯	無 ※道路除雪後の置き雪の置き換えを実施する場合は自己負担額有	65	なし	

道内主要市(人口15万以上)・近隣市 12市集計

No	利用要件	該当市数	市名
1	75歳以上または要支援1以上	1	苫小牧市
2	70歳以上かつ要支援1以上	2	旭川市(80歳以上は年齢要件のみ)、石狩市
3	70歳以上	1	札幌市
4	70歳以上または要介護1以上	1	江別市
5	65歳以上	7	函館市、苫小牧市、帯広市、釧路市、江別市、小樽市、岩見沢市、恵庭市、石狩市、北広島市

道内35市集計

No	利用要件	該当市数	市名
1	75歳以上	1	北斗市
2	75歳以上または要介護1以上	1	赤平市
3	75歳以上または要支援1以上	1	苫小牧市
4	70歳以上かつ要支援1以上	2	旭川市(80歳以上は年齢要件のみ)、石狩市
5	70歳以上	5	札幌市、美唄市、深川市、砂川市、三笠市
6	70歳以上または要介護1以上	2	江別市、名寄市
7	65歳以上	21	
8	65歳以上または要支援1以上	1	北見市
9	福祉除雪サービスなし	1	登別市

札幌市の主な高齢者向け生活支援サービス

No	サービス名	サービス内容	利用要件
1	さわやか収集	燃やせるごみなどの「生活ごみ」は玄関先等から収集し、「大型ごみ」は家の中から運び出して収集。希望の方には、ごみの収集時に声掛けによる安否確認を実施。	ごみの排出が困難で、親族や近隣住民、地域ボランティア等の支援が受けられず、次の1~3のいずれかの要件に該当する方。 1 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上。 2 介護保険の事業対象者、要支援1・2または要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお1人以上がホームヘルプサービスを利用していること。 3 障害福祉サービスの同行支援を利用していること
2	配食サービス	月~土の週6日の範囲で夕食をお届けし、声掛けによる安否確認を実施。	65歳以上のひとり暮らしの方で、生涯や病気などで体が弱く、日常的に食事の調理が困難な方。
3	あんしんコール	ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康等の相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な電話掛け(お元氣コール)を実施。	①~③のいずれかに該当する方 ①「65歳以上でひとり暮らし」または「世帯全員が65歳以上」で、ご本人が次のいずれかの身体要件に該当 ア 要介護認定または要支援認定を受けている方 イ 慢性疾患により日常生活に注意を要する方 ウ 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者 ② 60歳以上65歳未満のひとり暮らしで、①アに該当する方 (①アに準ずる審査判定を受けている方を含む。) ③85歳以上でひとり暮らし
4	理美容サービス	自宅に理容師・美容師が訪問して整髪等を行う(お一人あたり1年に4回まで)。	在宅で寝たきりの高齢者